

平成 2 4 年 6 月 1 日

東松島市規則第 2 3 号

東松島市津波防災区域建築条例の施行期日を定める規則

東松島市津波防災区域建築条例（平成 2 4 年東松島市条例
第 1 5 号）の施行期日は、平成 2 4 年 6 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。